

# 兵庫県公報

平成27年3月24日 火曜日 第2681号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

|  | ページ |
|--|-----|
| <b>規 則</b>                                     |     |
| ○ 職員の地域手当に関する規則（人事課）                           | 2   |
| <b>告 示</b>                                     |     |
| ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の所在地の変更の届出（しごと支援課） | 2   |
| ○ 農村地域工業導入実施計画の一部変更（新産業課）                      | 2   |
| ○ 地方卸売市場における卸売業務の許可（消費流通課）                     | 4   |
| ○ 海岸保全区域の指定（農地整備課）                             | 4   |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）               | 4   |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）                         | 5   |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同）                             | 5   |
| ○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）                | 5   |
| ○ 同 上（同）                                       | 5   |
| ○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）                      | 6   |
| ○ 同 上（同）                                       | 6   |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）                        | 7   |
| ○ 同 上（同）                                       | 7   |
| ○ 同 上（同）                                       | 7   |
| ○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）                            | 8   |
| ○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）                             | 8   |
| ○ 同 上（同）                                       | 10  |
| ○ 防災街区整備事業組合の理事長選出の届出（市街地整備課）                  | 22  |
| ○ 防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可（同）                      | 22  |
| ○ 道路の位置指定（建築指導課）                               | 22  |
| ○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）                        | 23  |
| <b>公 告</b>                                     |     |
| ○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）                  | 23  |
| ○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）                    | 24  |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）                | 26  |
| ○ 落札者等の公示（管理課）                                 | 26  |
| ○ 同 上（東播磨県民局）                                  | 27  |
| <b>企業庁管理規程</b>                                 |     |
| ○ 兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程                  | 27  |
| <b>病院局公告</b>                                   |     |
| ○ 入札公告（県立加古川医療センター）                            | 28  |
| ○ 同 上（同）                                       | 30  |
| ○ 同 上（県立こども病院）                                 | 32  |
| <b>正 誤</b>                                     |     |
| ○ 平成26年11月28日付け兵庫県公報号外中                        | 35  |

## 公布された法令のあらまし

### ●職員の地域手当に関する規則（規則第5号）

職員の給与等に関する条例の一部改正により、特別の事情があると認められる事務所等に在勤する職員の地域手当の支給割合を規則で定めることとされることに伴い、当該職員及び当該支給割合を定めることとした。



|               |         |
|---------------|---------|
| 丹波市氷上町石生字下穂関  | 1794番 4 |
| 丹波市氷上町石生字中穂関  | 1804番 1 |
| 丹波市氷上町石生字上穂関  | 1812番11 |
| 丹波市氷上町石生字色綿   | 1994番 3 |
| 丹波市氷上町石生字牛ノ木  | 2011番   |
| 丹波市氷上町石生字戀戸   | 2002番 7 |
| 丹波市氷上町石生字無久奈志 | 2049番11 |
| 丹波市氷上町石生字梨本   | 2059番 5 |
| 丹波市氷上町石生字木ノ洲  | 2069番 2 |
| 丹波市氷上町石生字上穂関  | 1812番13 |
| 丹波市氷上町石生字色綿   | 1993番 4 |
| 丹波市氷上町石生字色綿   | 1994番 4 |
| 丹波市氷上町石生字戀戸   | 2002番 1 |
| 丹波市氷上町石生字戀戸   | 2002番 5 |
| 丹波市氷上町石生字戀戸   | 2002番 6 |
| 丹波市氷上町石生字牛ノ木  | 2011番 3 |
| 丹波市氷上町石生字牛ノ木  | 2011番 4 |
| 丹波市氷上町石生字無久奈志 | 2049番 9 |
| 丹波市氷上町石生字無久奈志 | 2049番15 |
| 丹波市氷上町石生字梨本   | 2059番 3 |
| 丹波市氷上町石生字梨本   | 2059番 4 |
| 丹波市氷上町石生字梨本   | 2059番 6 |
| 丹波市氷上町石生字木ノ洲  | 2069番 3 |
| 丹波市氷上町石生字上穂関  | 1812番10 |
| 丹波市氷上町石生字上穂関  | 1812番12 |
| 丹波市氷上町石生字上穂関  | 1812番14 |
| 丹波市氷上町石生字色綿   | 1993番 2 |
| 丹波市氷上町石生字色綿   | 1993番 3 |
| 丹波市氷上町石生字無久奈志 | 2049番 1 |
| 丹波市氷上町石生字無久奈志 | 2049番12 |
| 丹波市氷上町石生字無久奈志 | 2049番16 |
| 丹波市氷上町石生字無久奈志 | 2049番17 |
| 丹波市氷上町石生字無久奈志 | 2049番19 |
| 丹波市氷上町石生字梨本   | 2059番 7 |
| 丹波市氷上町石生字梨本   | 2059番 8 |
| 丹波市氷上町石生字木ノ洲  | 2069番   |
| 丹波市氷上町石生字木ノ洲  | 2069番 4 |
| 丹波市氷上町石生字木ノ洲  | 2069番 5 |
| 丹波市氷上町石生字上穂関  | 1812番 1 |

兵庫県告示第221号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務を許可した。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 地方卸売市場の名称   | 地方卸売市場の所在地 | 卸売業者の名称    | 取扱品目 | 許可の効力が生じる日  |
|-------------|------------|------------|------|-------------|
| 姫路市青果地方卸売市場 | 姫路市延末295番地 | 姫路大同青果株式会社 | 青果部  | 平成27年 4月 1日 |

兵庫県告示第222号

海岸法（昭和31年法律第101号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

播磨沿岸

| 海岸名 | 地区海岸名 | 地先海岸名 | 区域   |
|-----|-------|-------|--|
| 福 浦 | 福 浦   |       | 次の各点を順次結んだ線及びイ点とレ点を結んだ線により囲まれた区域<br>注<br>イ点 東経134度20分23秒4263 北緯34度44分21秒8312<br>ロ点 東経134度20分24秒6083 北緯34度44分21秒3996<br>ハ点 東経134度20分26秒1114 北緯34度44分20秒6468<br>ニ点 東経134度20分26秒4654 北緯34度44分20秒4530<br>ホ点 東経134度20分25秒3480 北緯34度44分19秒9112<br>へ点 東経134度20分25秒0784 北緯34度44分19秒6215<br>ト点 東経134度20分21秒0642 北緯34度44分17秒6419<br>チ点 東経134度20分20秒3973 北緯34度44分17秒2978<br>リ点 東経134度20分15秒2287 北緯34度44分14秒7488<br>ヌ点 東経134度20分11秒7519 北緯34度44分12秒9177<br>ル点 東経134度20分10秒6884 北緯34度44分12秒0492<br>ヲ点 東経134度20分08秒4766 北緯34度44分13秒8952<br>ワ点 東経134度20分09秒7780 北緯34度44分14秒9578<br>カ点 東経134度20分10秒0360 北緯34度44分15秒0937<br>ヨ点 東経134度20分13秒5760 北緯34度44分16秒9581<br>タ点 東経134度20分18秒7572 北緯34度44分19秒5134<br>レ点 東経134度20分19秒4242 北緯34度44分19秒8574 |

兵庫県告示第223号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

伊丹市北本町 3 丁目89番 1、89番 6、89番 9 及び124番の一部

- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第224号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
3級基準点測量（No. 794(30B46再設)及びNo. 795(30B47再設)）
- 2 作業期間  
平成27年 3月12日から同月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市石在町19番及び同市前浜町1番



**兵庫県告示第225号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、相生市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
基準点測量（水準測量）
- 2 作業期間  
平成26年 7月 8日から平成27年 2月27日まで
- 3 作業地域  
相生市那波丘の台



**兵庫県告示第226号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 4. 26号 房王寺線  
3. 2. 1号 山手幹線
- 3 事業施行期間  
昭和48年 6月15日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第227号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり

り認可した。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 3. 13号 山手幹線
- 3 事業施行期間  
平成7年 8月 1日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第228号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3. 5. 17号城北線
- 3 事業施行期間  
平成13年 1月23日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第229号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
8. 7. 504号旧山陽道線
- 3 事業施行期間  
平成19年11月 6日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし

(2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第230号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月24日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成27年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                             |    |                  |               |           |
|--------------|-----------------------------------|----|------------------|---------------|-----------|
|              | 区 間                               | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考        |
| 県道<br>寺本伊丹線  | 伊丹市昆陽7丁目101番1から<br>同市昆陽6丁目161番1まで | 旧  | 20.0から<br>24.0まで | 146.0         | 一部<br>予定地 |
|              |                                   | 新  | 20.0から<br>31.0まで | 146.0         |           |



**兵庫県告示第231号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月24日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成27年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域  |    |                  |               |    |
|--------------|--|----|------------------|---------------|----|
|              | 区 間  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>村岡竹野線  | 美方郡香美町村岡区萩山字カナリ38番3から<br>同郡同町村岡区萩山字カナリ38番2まで | 旧  | 5.0から<br>10.0まで  | 57.0          |    |
|              |  | 新  | 10.0から<br>28.0まで | 56.0          |    |



**兵庫県告示第232号**

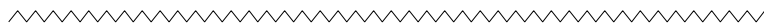
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月24日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成27年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域 |    |                 |               |    |
|--------------|-------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間   | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
|              |       |    |                 |               |    |

|                 |  |   |                 |       |           |
|-----------------|--|---|-----------------|-------|-----------|
| 県道<br>灘 市 線     | 南あわじ市神代社家字段752番4から<br>同 市神代社家字段2867番まで | 旧 | 7.0から<br>9.0まで  | 176.0 |           |
|                 |  | 新 | 7.0から<br>18.0まで | 176.0 |           |
| 県道<br>鮎 原 江 井 線 | 淡路市高山字平田乙699番2から<br>同 市高山字平田乙700番3まで   | 旧 | 4.0から<br>7.0まで  | 32.0  |           |
|                 |  | 新 | 8.0から<br>13.0まで | 32.0  | 一部<br>予定地 |



**兵庫県告示第233号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年3月24日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成27年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名    | 道 路 の 区 域                            |    |                 |               |    |
|-----------------|--------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|                 | 区 間                                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>志 筑 郡 家 線 | 淡路市中田字大円道下16番1から<br>同 市中田字大円道下21番5まで | 旧  | 7.0から<br>11.0まで | 103.0         |    |
|                 |                                      | 新  | 7.0から<br>16.0まで | 103.0         |    |



**兵庫県告示第234号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                | 指 定 の 区 域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------|-----------------|---------------------|
| 大篠岡<br>(310010001) | 豊岡市大篠岡（別図1のとおり） | 地滑り                 |
| 下鶴井<br>(310010002) | 豊岡市下鶴井（別図2のとおり） | 地滑り                 |
| 妙楽寺<br>(310010003) | 豊岡市妙楽寺（別図3のとおり） | 地滑り                 |
| 九日市<br>(310010004) | 豊岡市九日市（別図4のとおり） | 地滑り                 |



|                    |                      |     |
|--------------------|----------------------|-----|
| 江野<br>(310010005)  | 豊岡市江野 (別図5のとおり)      | 地滑り |
| 二見<br>(310020001)  | 豊岡市城崎町上山 (別図6のとおり)   | 地滑り |
| 小城<br>(310030001)  | 豊岡市竹野町森本 (別図7のとおり)   | 地滑り |
| 段<br>(310030002)   | 豊岡市竹野町段 (別図8のとおり)    | 地滑り |
| 中村<br>(310030003)  | 豊岡市竹野町椒 (別図9のとおり)    | 地滑り |
| 三原<br>(310030004)  | 豊岡市竹野町三原 (別図10のとおり)  | 地滑り |
| 赤崎<br>(310040001)  | 豊岡市日高町赤崎 (別図11のとおり)  | 地滑り |
| 中<br>(310040002)   | 豊岡市日高町中 (別図12のとおり)   | 地滑り |
| 祢布<br>(310040003)  | 豊岡市日高町祢布 (別図13のとおり)  | 地滑り |
| 浅倉<br>(310040004)  | 豊岡市日高町浅倉 (別図14のとおり)  | 地滑り |
| 八代<br>(310040005)  | 豊岡市日高町八代 (別図15のとおり)  | 地滑り |
| 大岡<br>(310040006)  | 豊岡市日高町大岡 (別図16のとおり)  | 地滑り |
| 河江<br>(310040007)  | 豊岡市日高町河江 (別図17のとおり)  | 地滑り |
| 観音寺<br>(310040008) | 豊岡市日高町観音寺 (別図18のとおり) | 地滑り |
| 羽尻<br>(310040009)  | 豊岡市日高町羽尻 (別図19のとおり)  | 地滑り |
| 名色<br>(310040010)  | 豊岡市日高町名色 (別図20のとおり)  | 地滑り |
| 万劫<br>(310040011)  | 豊岡市日高町万劫 (別図21のとおり)  | 地滑り |
| 竹貫<br>(310040012)  | 豊岡市日高町竹貫 (別図22のとおり)  | 地滑り |
| 宮内<br>(310050001)  | 豊岡市出石町宮内 (別図23のとおり)  | 地滑り |
| 佐田<br>(310060001)  | 豊岡市但東町佐田 (別図24のとおり)  | 地滑り |
|                    |                      |     |

|                    |                      |     |
|--------------------|----------------------|-----|
| 栗尾<br>(310060002)  | 豊岡市但東町栗尾 (別図25のとおり)  | 地滑り |
| 平田<br>(310060003)  | 豊岡市但東町平田 (別図26のとおり)  | 地滑り |
| 正法寺<br>(310060004) | 豊岡市但東町正法寺 (別図27のとおり) | 地滑り |
| 三原<br>(310060005)  | 豊岡市但東町三原 (別図28のとおり)  | 地滑り |

(別図 1 から別図28までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



### 兵庫県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                    | 指 定 の 区 域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|----------------------|---------------------|
| 千谷(9)Ⅱ<br>(141020238)  | 美方郡新温泉町千谷 (別図1のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 千谷(10)Ⅲ<br>(141020239) | 美方郡新温泉町千谷 (別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 越坂(6)Ⅱ<br>(141020240)  | 美方郡新温泉町越坂 (別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 千谷(11)Ⅱ<br>(141020241) | 美方郡新温泉町千谷 (別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 宮脇(4)Ⅰ<br>(141020242)  | 美方郡新温泉町宮脇 (別図5のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 海上(4)Ⅲ<br>(141020243)  | 美方郡新温泉町海上 (別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 海上(5)Ⅰ<br>(141020244)  | 美方郡新温泉町海上 (別図7のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 海上(6)Ⅰ<br>(141020245)  | 美方郡新温泉町海上 (別図8のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 海上(7)Ⅱ<br>(141020246)  | 美方郡新温泉町海上 (別図9のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 海上(8)Ⅱ<br>(141020247)  | 美方郡新温泉町海上 (別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 海上(9)Ⅱ<br>(141020248)  | 美方郡新温泉町海上 (別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

|                        |                      |         |
|------------------------|----------------------|---------|
| 前(1)Ⅱ<br>(141020249)   | 美方郡新温泉町前 (別図12のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 前(2)Ⅰ<br>(141020250)   | 美方郡新温泉町前 (別図13のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 前(3)Ⅲ<br>(141020251)   | 美方郡新温泉町前 (別図14のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 前(4)Ⅱ<br>(141020252)   | 美方郡新温泉町前 (別図15のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 石橋(3)Ⅲ<br>(141020253)  | 美方郡新温泉町石橋 (別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹田(15)Ⅱ<br>(141020254) | 美方郡新温泉町竹田 (別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 千原(9)Ⅰ<br>(141020255)  | 美方郡新温泉町千原 (別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 千原(10)Ⅱ<br>(141020256) | 美方郡新温泉町千原 (別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 飯野(13)Ⅱ<br>(141020257) | 美方郡新温泉町飯野 (別図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 飯野(14)Ⅲ<br>(141020258) | 美方郡新温泉町飯野 (別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩山(11)Ⅲ<br>(141020259) | 美方郡新温泉町塩山 (別図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩山(12)Ⅱ<br>(141020260) | 美方郡新温泉町塩山 (別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩山(13)Ⅱ<br>(141020261) | 美方郡新温泉町塩山 (別図24のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 岸田(4)Ⅱ<br>(141020262)  | 美方郡新温泉町岸田 (別図25のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 岸田(5)Ⅱ<br>(141020263)  | 美方郡新温泉町岸田 (別図26のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹田(16)Ⅱ<br>(141020264) | 美方郡新温泉町竹田 (別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩山(14)Ⅱ<br>(141020265) | 美方郡新温泉町塩山 (別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩山(15)Ⅱ<br>(141020266) | 美方郡新温泉町塩山 (別図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹田(17)Ⅱ<br>(141020267) | 美方郡新温泉町竹田 (別図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
|                        |                      |         |

|                        |                      |         |
|------------------------|----------------------|---------|
| 竹田(18)Ⅱ<br>(141020268) | 美方郡新温泉町竹田 (別図31のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 飯野(15)Ⅱ<br>(141020269) | 美方郡新温泉町飯野 (別図32のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 飯野(16)Ⅲ<br>(141020270) | 美方郡新温泉町飯野 (別図33のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 飯野(17)Ⅱ<br>(141020271) | 美方郡新温泉町飯野 (別図34のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 飯野(18)Ⅱ<br>(141020272) | 美方郡新温泉町飯野 (別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 岸田(6)Ⅱ<br>(141020273)  | 美方郡新温泉町岸田 (別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 岸田(7)Ⅱ<br>(141020274)  | 美方郡新温泉町岸田 (別図37のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中辻(4)Ⅱ<br>(141020275)  | 美方郡新温泉町中辻 (別図38のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 今岡(6)Ⅱ<br>(141020276)  | 美方郡新温泉町今岡 (別図39のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 井土(9)Ⅱ<br>(141020277)  | 美方郡新温泉町井土 (別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 井土(10)Ⅲ<br>(141020278) | 美方郡新温泉町井土 (別図41のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 細田(9)Ⅱ<br>(141020279)  | 美方郡新温泉町細田 (別図42のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯(22)Ⅱ<br>(141020280)  | 美方郡新温泉町湯 (別図43のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯(23)Ⅰ<br>(141020281)  | 美方郡新温泉町湯 (別図44のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯(24)Ⅰ<br>(141020282)  | 美方郡新温泉町湯 (別図45のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 桐岡(7)Ⅱ<br>(141020283)  | 美方郡新温泉町桐岡 (別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹土(3)Ⅱ<br>(141020284)  | 美方郡新温泉町丹土 (別図47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹土(4)Ⅱ<br>(141020285)  | 美方郡新温泉町丹土 (別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹土(5)Ⅱ<br>(141020286)  | 美方郡新温泉町丹土 (別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

|                        |                      |         |
|------------------------|----------------------|---------|
| 中辻(5)Ⅱ<br>(141020287)  | 美方郡新温泉町中辻 (別図50のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中辻(6)Ⅲ<br>(141020288)  | 美方郡新温泉町中辻 (別図51のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中辻(7)Ⅰ<br>(141020289)  | 美方郡新温泉町中辻 (別図52のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹土(6)Ⅱ<br>(141020290)  | 美方郡新温泉町丹土 (別図53のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯(25)Ⅱ<br>(141020291)  | 美方郡新温泉町湯 (別図54のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 多子(7)Ⅱ<br>(141020292)  | 美方郡新温泉町多子 (別図55のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 今岡(7)Ⅱ<br>(141020293)  | 美方郡新温泉町今岡 (別図56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 金屋(3)Ⅱ<br>(141020294)  | 美方郡新温泉町金屋 (別図57のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 金屋(4)Ⅲ<br>(141020295)  | 美方郡新温泉町金屋 (別図58のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯(26)Ⅱ<br>(141020296)  | 美方郡新温泉町湯 (別図59のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯(27)Ⅱ<br>(141020297)  | 美方郡新温泉町湯 (別図60のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯(28)Ⅱ<br>(141020298)  | 美方郡新温泉町湯 (別図61のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯(29)Ⅰ<br>(141020299)  | 美方郡新温泉町湯 (別図62のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯(30)Ⅲ<br>(141020300)  | 美方郡新温泉町湯 (別図63のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 歌長(18)Ⅱ<br>(141020301) | 美方郡新温泉町歌長 (別図64のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯(31)Ⅰ<br>(141020302)  | 美方郡新温泉町湯 (別図65のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯(32)Ⅱ<br>(141020303)  | 美方郡新温泉町湯 (別図66のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 多子(8)Ⅱ<br>(141020304)  | 美方郡新温泉町多子 (別図67のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹土(7)Ⅱ<br>(141020305)  | 美方郡新温泉町丹土 (別図68のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
|                        |                      |         |

|                        |                      |         |
|------------------------|----------------------|---------|
| 歌長(19)Ⅱ<br>(141020306) | 美方郡新温泉町歌長 (別図69のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 切畑(6)Ⅱ<br>(141020307)  | 美方郡新温泉町切畑 (別図70のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 歌長(20)Ⅱ<br>(141020308) | 美方郡新温泉町歌長 (別図71のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊角(12)Ⅲ<br>(141020309) | 美方郡新温泉町伊角 (別図72のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊角(13)Ⅱ<br>(141020310) | 美方郡新温泉町伊角 (別図73のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 春来(15)Ⅰ<br>(141020311) | 美方郡新温泉町春来 (別図74のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 春来(16)Ⅱ<br>(141020312) | 美方郡新温泉町春来 (別図75のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 春来(17)Ⅱ<br>(141020313) | 美方郡新温泉町春来 (別図76のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 春来(18)Ⅱ<br>(141020314) | 美方郡新温泉町春来 (別図77のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 春来(19)Ⅰ<br>(141020315) | 美方郡新温泉町春来 (別図78のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 南谷<br>(241020083)      | 美方郡新温泉町千谷 (別図79のとおり) | 土石流     |
| 徳原下<br>(241020084)     | 美方郡新温泉町竹田 (別図80のとおり) | 土石流     |
| ヲバ谷<br>(241020085)     | 美方郡新温泉町千原 (別図81のとおり) | 土石流     |
| 相谷<br>(241020086)      | 美方郡新温泉町飯野 (別図82のとおり) | 土石流     |
| 広土<br>(241020087)      | 美方郡新温泉町飯野 (別図83のとおり) | 土石流     |
| 北垣<br>(241020088)      | 美方郡新温泉町飯野 (別図84のとおり) | 土石流     |
| 杉谷川<br>(241020089)     | 美方郡新温泉町飯野 (別図85のとおり) | 土石流     |
| 大門<br>(241020090)      | 美方郡新温泉町飯野 (別図86のとおり) | 土石流     |
| 峠ノ下タ<br>(241020091)    | 美方郡新温泉町塩山 (別図87のとおり) | 土石流     |
|                        |                      |         |

|                     |                       |     |
|---------------------|-----------------------|-----|
| 米持<br>(241020092)   | 美方郡新温泉町竹田 (別図88のとおり)  | 土石流 |
| プロ谷<br>(241020093)  | 美方郡新温泉町竹田 (別図89のとおり)  | 土石流 |
| 鋳物ヶ谷<br>(241020094) | 美方郡新温泉町湯 (別図90のとおり)   | 土石流 |
| 天地面<br>(241020095)  | 美方郡新温泉町湯 (別図91のとおり)   | 土石流 |
| 稲負谷川<br>(241020096) | 美方郡新温泉町湯 (別図92のとおり)   | 土石流 |
| 池ヶ谷<br>(241020097)  | 美方郡新温泉町多子 (別図93のとおり)  | 土石流 |
| 小神谷川<br>(241020098) | 美方郡新温泉町湯 (別図94のとおり)   | 土石流 |
| 高手<br>(241020099)   | 美方郡新温泉町今岡 (別図95のとおり)  | 土石流 |
| 後山<br>(241020100)   | 美方郡新温泉町歌長 (別図96のとおり)  | 土石流 |
| 向山<br>(241020101)   | 美方郡新温泉町歌長 (別図97のとおり)  | 土石流 |
| アハラ山<br>(241020102) | 美方郡新温泉町熊谷 (別図98のとおり)  | 土石流 |
| 大平<br>(241020103)   | 美方郡新温泉町歌長 (別図99のとおり)  | 土石流 |
| 長尾<br>(241020104)   | 美方郡新温泉町歌長 (別図100のとおり) | 土石流 |
| 境向<br>(241020105)   | 美方郡新温泉町熊谷 (別図101のとおり) | 土石流 |
| ニゴリ<br>(241020106)  | 美方郡新温泉町春来 (別図102のとおり) | 土石流 |
| 横尾下モ<br>(241020107) | 美方郡新温泉町春来 (別図103のとおり) | 土石流 |
| 横尾<br>(241020108)   | 美方郡新温泉町春来 (別図104のとおり) | 土石流 |
| 橋ヶ谷川<br>(241020109) | 美方郡新温泉町熊谷 (別図105のとおり) | 土石流 |
| 庄谷川<br>(241020110)  | 美方郡新温泉町伊角 (別図106のとおり) | 土石流 |
|                     |                       |     |

|                        |                       |         |
|------------------------|-----------------------|---------|
| 浅原<br>(241020111)      | 美方郡新温泉町伊角 (別図107のとおり) | 土石流     |
| 横谷<br>(241020112)      | 美方郡新温泉町伊角 (別図108のとおり) | 土石流     |
| タチヤ<br>(241020113)     | 美方郡新温泉町春来 (別図109のとおり) | 土石流     |
| 居組 (8)<br>(141010162)  | 美方郡新温泉町居組 (別図110のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 居組 (9)<br>(141010163)  | 美方郡新温泉町居組 (別図111のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 居組 (10)<br>(141010164) | 美方郡新温泉町居組 (別図112のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 居組 (11)<br>(141010165) | 美方郡新温泉町居組 (別図113のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 居組 (12)<br>(141010166) | 美方郡新温泉町居組 (別図114のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 居組 (13)<br>(141010167) | 美方郡新温泉町居組 (別図115のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 諸寄 (13)<br>(141010168) | 美方郡新温泉町諸寄 (別図116のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 諸寄 (14)<br>(141010169) | 美方郡新温泉町諸寄 (別図117のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 諸寄 (15)<br>(141010170) | 美方郡新温泉町諸寄 (別図118のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 諸寄 (16)<br>(141010171) | 美方郡新温泉町諸寄 (別図119のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 諸寄 (17)<br>(141010172) | 美方郡新温泉町諸寄 (別図120のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 諸寄 (18)<br>(141010173) | 美方郡新温泉町諸寄 (別図121のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦屋 (8)<br>(141010174)  | 美方郡新温泉町芦屋 (別図122のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦屋 (9)<br>(141010175)  | 美方郡新温泉町芦屋 (別図123のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 諸寄 (19)<br>(141010176) | 美方郡新温泉町諸寄 (別図124のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 諸寄 (20)<br>(141010177) | 美方郡新温泉町諸寄 (別図125のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
|                        |                       |         |



|                        |                       |         |
|------------------------|-----------------------|---------|
| 諸寄 (21)<br>(141010178) | 美方郡新温泉町諸寄 (別図126のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 諸寄 (22)<br>(141010179) | 美方郡新温泉町諸寄 (別図127のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 諸寄 (23)<br>(141010180) | 美方郡新温泉町諸寄 (別図128のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 諸寄 (24)<br>(141010181) | 美方郡新温泉町諸寄 (別図129のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 諸寄 (25)<br>(141010182) | 美方郡新温泉町諸寄 (別図130のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦屋 (10)<br>(141010183) | 美方郡新温泉町芦屋 (別図131のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦屋 (11)<br>(141010184) | 美方郡新温泉町芦屋 (別図132のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜坂 (5)<br>(141010185)  | 美方郡新温泉町浜坂 (別図133のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜坂 (6)<br>(141010186)  | 美方郡新温泉町浜坂 (別図134のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜坂 (7)<br>(141010187)  | 美方郡新温泉町浜坂 (別図135のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 三谷 (11)<br>(141010188) | 美方郡新温泉町三谷 (別図136のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 三谷 (12)<br>(141010189) | 美方郡新温泉町三谷 (別図137のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 三谷 (13)<br>(141010190) | 美方郡新温泉町三谷 (別図138のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 三谷 (14)<br>(141010191) | 美方郡新温泉町三谷 (別図139のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 清富 (6)<br>(141010192)  | 美方郡新温泉町清富 (別図140のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 清富 (7)<br>(141010193)  | 美方郡新温泉町清富 (別図141のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 清富 (8)<br>(141010194)  | 美方郡新温泉町清富 (別図142のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 清富 (9)<br>(141010195)  | 美方郡新温泉町清富 (別図143のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 三谷 (15)<br>(141010196) | 美方郡新温泉町三谷 (別図144のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
|                        |                       |         |

|                        |                       |         |
|------------------------|-----------------------|---------|
| 七釜 (5)<br>(141010197)  | 美方郡新温泉町七釜 (別図145のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 七釜 (6)<br>(141010198)  | 美方郡新温泉町七釜 (別図146のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 栃谷 (2)<br>(141010199)  | 美方郡新温泉町栃谷 (別図147のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 栃谷 (3)<br>(141010200)  | 美方郡新温泉町栃谷 (別図148のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 栃谷 (4)<br>(141010201)  | 美方郡新温泉町栃谷 (別図149のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 田井 (8)<br>(141010202)  | 美方郡新温泉町田井 (別図150のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 田井 (9)<br>(141010203)  | 美方郡新温泉町田井 (別図151のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 田井 (10)<br>(141010204) | 美方郡新温泉町田井 (別図152のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 七釜 (7)<br>(141010205)  | 美方郡新温泉町七釜 (別図153のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 七釜 (8)<br>(141010206)  | 美方郡新温泉町七釜 (別図154のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 栃谷 (5)<br>(141010207)  | 美方郡新温泉町栃谷 (別図155のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 栃谷 (6)<br>(141010208)  | 美方郡新温泉町栃谷 (別図156のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 栃谷 (7)<br>(141010209)  | 美方郡新温泉町栃谷 (別図157のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 栃谷 (8)<br>(141010210)  | 美方郡新温泉町栃谷 (別図158のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 古市 (5)<br>(141010211)  | 美方郡新温泉町古市 (別図159のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 対田 (5)<br>(141010212)  | 美方郡新温泉町対田 (別図160のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 対田 (6)<br>(141010213)  | 美方郡新温泉町対田 (別図161のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 田井 (11)<br>(141010214) | 美方郡新温泉町田井 (別図162のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 田井 (12)<br>(141010215) | 美方郡新温泉町田井 (別図163のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
|                        |                       |         |

|                        |                       |         |
|------------------------|-----------------------|---------|
| 田井 (13)<br>(141010216) | 美方郡新温泉町田井 (別図164のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 田井 (14)<br>(141010217) | 美方郡新温泉町田井 (別図165のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 田井 (15)<br>(141010218) | 美方郡新温泉町田井 (別図166のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 対田 (7)<br>(141010219)  | 美方郡新温泉町対田 (別図167のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 対田 (8)<br>(141010220)  | 美方郡新温泉町対田 (別図168のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 対田 (9)<br>(141010221)  | 美方郡新温泉町対田 (別図169のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 用土 (3)<br>(141010222)  | 美方郡新温泉町用土 (別図170のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 用土 (4)<br>(141010223)  | 美方郡新温泉町用土 (別図171のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 用土 (5)<br>(141010224)  | 美方郡新温泉町用土 (別図172のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 対田 (10)<br>(141010225) | 美方郡新温泉町対田 (別図173のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 対田 (11)<br>(141010226) | 美方郡新温泉町対田 (別図174のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 対田 (12)<br>(141010227) | 美方郡新温泉町対田 (別図175のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 高末 (6)<br>(141010228)  | 美方郡新温泉町高末 (別図176のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 三尾 (4)<br>(141010229)  | 美方郡新温泉町三尾 (別図177のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 三尾 (5)<br>(141010230)  | 美方郡新温泉町三尾 (別図178のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤崎 (11)<br>(141010231) | 美方郡新温泉町赤崎 (別図179のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 和田 (7)<br>(141010232)  | 美方郡新温泉町和田 (別図180のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 和田 (8)<br>(141010233)  | 美方郡新温泉町和田 (別図181のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 和田 (9)<br>(141010234)  | 美方郡新温泉町和田 (別図182のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
|                        |                       |         |

|                        |                       |         |
|------------------------|-----------------------|---------|
| 和田 (10)<br>(141010235) | 美方郡新温泉町和田 (別図183のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 和田 (11)<br>(141010236) | 美方郡新温泉町和田 (別図184のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 和田 (12)<br>(141010237) | 美方郡新温泉町和田 (別図185のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 和田 (13)<br>(141010238) | 美方郡新温泉町和田 (別図186のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 和田 (14)<br>(141010239) | 美方郡新温泉町和田 (別図187のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 高末 (7)<br>(141010240)  | 美方郡新温泉町高末 (別図188のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 辺地 (2)<br>(141010241)  | 美方郡新温泉町辺地 (別図189のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 辺地 (3)<br>(141010242)  | 美方郡新温泉町辺地 (別図190のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久谷 (7)<br>(141010243)  | 美方郡新温泉町久谷 (別図191のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久谷 (8)<br>(141010244)  | 美方郡新温泉町久谷 (別図192のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久谷 (9)<br>(141010245)  | 美方郡新温泉町久谷 (別図193のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久谷 (10)<br>(141010246) | 美方郡新温泉町久谷 (別図194のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久谷 (11)<br>(141010247) | 美方郡新温泉町久谷 (別図195のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 辺地 (4)<br>(141010248)  | 美方郡新温泉町辺地 (別図196のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 藤尾 (6)<br>(141010249)  | 美方郡新温泉町藤尾 (別図197のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 藤尾 (7)<br>(141010250)  | 美方郡新温泉町藤尾 (別図198のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 境 (4)<br>(141010251)   | 美方郡新温泉町境 (別図199のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 境 (5)<br>(141010252)   | 美方郡新温泉町境 (別図200のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 境 (6)<br>(141010253)   | 美方郡新温泉町境 (別図201のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
|                        |                       |         |

|                         |                        |         |
|-------------------------|------------------------|---------|
| 境 (7)<br>(141010254)    | 美方郡新温泉町境 (別図202のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| 境 (8)<br>(141010255)    | 美方郡新温泉町境 (別図203のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| 久斗山 (10)<br>(141010256) | 美方郡新温泉町久斗山 (別図204のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久斗山 (11)<br>(141010257) | 美方郡新温泉町久斗山 (別図205のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久斗山 (12)<br>(141010258) | 美方郡新温泉町久斗山 (別図206のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜屋 (1)<br>(241010055)   | 美方郡新温泉町釜屋 (別図207のとおり)  | 土石流     |
| 釜屋 (2)<br>(241010056)   | 美方郡新温泉町釜屋 (別図208のとおり)  | 土石流     |
| 諸寄<br>(241010057)       | 美方郡新温泉町諸寄 (別図209のとおり)  | 土石流     |
| 三谷 (1)<br>(241010058)   | 美方郡新温泉町三谷 (別図210のとおり)  | 土石流     |
| 三谷 (2)<br>(241010059)   | 美方郡新温泉町三谷 (別図211のとおり)  | 土石流     |
| 七釜<br>(241010060)       | 美方郡新温泉町七釜 (別図212のとおり)  | 土石流     |
| 栃谷 (1)<br>(241010061)   | 美方郡新温泉町栃谷 (別図213のとおり)  | 土石流     |
| 栃谷 (2)<br>(241010062)   | 美方郡新温泉町栃谷 (別図214のとおり)  | 土石流     |
| 栃谷 (3)<br>(241010063)   | 美方郡新温泉町栃谷 (別図215のとおり)  | 土石流     |
| 田井<br>(241010064)       | 美方郡新温泉町田井 (別図216のとおり)  | 土石流     |
| 対田<br>(241010065)       | 美方郡新温泉町対田 (別図217のとおり)  | 土石流     |
| 赤崎<br>(241010066)       | 美方郡新温泉町赤崎 (別図218のとおり)  | 土石流     |
| 高末 (1)<br>(241010067)   | 美方郡新温泉町高末 (別図219のとおり)  | 土石流     |
| 高末 (2)<br>(241010068)   | 美方郡新温泉町高末 (別図220のとおり)  | 土石流     |
|                         |                        |         |

|                        |                        |     |
|------------------------|------------------------|-----|
| 藤尾<br>(241010069)      | 美方郡新温泉町藤尾 (別図221のとおり)  | 土石流 |
| 境<br>(241010070)       | 美方郡新温泉町境 (別図222のとおり)   | 土石流 |
| 久斗山 (1)<br>(241010071) | 美方郡新温泉町久斗山 (別図223のとおり) | 土石流 |
| 久斗山 (2)<br>(241010072) | 美方郡新温泉町久斗山 (別図224のとおり) | 土石流 |
| 久斗山 (3)<br>(241010073) | 美方郡新温泉町久斗山 (別図225のとおり) | 土石流 |
| 久斗山 (4)<br>(241010074) | 美方郡新温泉町久斗山 (別図226のとおり) | 土石流 |

(別図 1 から別図226までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第236号**

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第148条第3項において準用する都市再開発法(昭和44年法律第38号)第28条第1項の規定により、加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合から次の者を理事長に選出した旨の届出があった。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏 名 貴傳名 慧  
住 所 加古川市加古川町篠原町13番地の4



**兵庫県告示第237号**

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第157条第1項の規定により、加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合の事業計画の変更について認可した。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業組合の名称  
加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合
- 2 事務所の所在地  
加古川市加古川町篠原町13番地の4
- 3 事業施行期間  
平成25年3月から平成29年3月まで
- 4 施行地区  
加古川市加古川町篠原町及び寺家町の各一部
- 5 事業組合設立の年月日  
平成25年2月12日
- 6 事業計画変更認可の年月日  
平成27年3月10日



**兵庫県告示第238号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                                | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H26東播位置<br>0007号 | 27. 3. 9         | 加古郡播磨町古宮字平松218番2の一部                | 6.00          | 7.88          |
| 第H26東播位置<br>0008号 | 27. 3. 9         | 加古郡播磨町古宮字平松213番の一部、214番の一部、215番の一部 | 6.00          | 25.17         |



**兵庫県告示第239号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成27年 3月24日

北播磨県民局長 赤 木 正 明

- 1 重要調整池の所在地  
加東市藤田字東山944番28他
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 所有者の名称  
株式会社千鳥建設
  - (2) 住所（主たる事務所の所在地）  
加東市上鴨川1063番地523
  - (3) 代表者の氏名  
松 本 美栄子

**公 告**

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成27年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成27年 2月27日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 NPO法人フィンランド式人材育成研究所
  - イ 代表者の氏名 諫 山 敏 明
  - ウ 主たる事務所の所在地 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の2 1—804号
  - エ 定款に記載された目的  
この法人は、子供から社会人まで男女の別なく幅広い人材に対して、フィンランド式人材育成メソッドを基礎とした独自の人材育成教育に関する事業を行い、考える力・伝える力・聴く力を養うことにより、自分の頭で考え、責任ある行動ができる人材の育成に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成27年 2月27日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人里地里山問題研究所
- イ 代表者の氏名 鈴木 克 哉
- ウ 主たる事務所の所在地 篠山市東新町4番地5号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、豊かな自然と調和した人の暮らしが紡がれる里地里山を持続的に継承していくために、農山村の最も深刻な課題の一つである獣害問題の解決に向けた支援を通じて、地域に存在する豊かな「里の恵み（さともん）」をさまざまな人で共に守り、わかちあい、継承するネットワークづくりを行うことで、野生動物を含む多様な自然と持続的に共生できる地域社会の創生に寄与することを目的とする。

- 3 (1) 申請受付年月日 平成27年2月27日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 NPO法人TODAY
- イ 代表者の氏名 川 邊 久美子
- ウ 主たる事務所の所在地 三木市志染町東自由が丘1丁目130番地の18
- エ 定款に記載された目的

この法人は、社会的弱者（障がい者、子供等）に対して、自立支援等の事業を行い、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 4 (1) 申請受付年月日 平成27年2月27日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人アースシップ
- イ 代表者の氏名 廣 瀬 信 夫
- ウ 主たる事務所の所在地 西宮市下大市西町16番10号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、音をもってして、芸術や建築などさまざまなジャンルを調和していく事業を行う。音による「和」によって、広く世界市民に調和の心を取り戻させ、互いを尊重する生き方を啓蒙し、もって争いのない平和な世界を実現することを目的とする。

- 5 (1) 申請受付年月日 平成27年2月27日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 NPO法人里山ネットワーク
- イ 代表者の氏名 段 克 史
- ウ 主たる事務所の所在地 宍粟市山崎町鹿沢72-8
- エ 定款に記載された目的

この法人は、増殖する有害鳥獣に対して、捕獲及び有効利用を行うための事業を行い、里山環境保全に寄与することを目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成27年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成27年2月27日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人おりーむ21
- イ 代表者の氏名 岡 田 昌 三
- ウ 主たる事務所の所在地 明石市別所町16番33号
- エ 定款に記載された目的



この法人は、障がい者及び高齢者の社会参加と福祉の増進及び子育て家庭の孤立や不安解消を図るため、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした福祉サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会作りと社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成27年 2月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ラーフ・ウッド福祉会

イ 代表者の氏名 萩 原 数 一

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市河間町24番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対して、生活支援・社会参画促進に関する事業を行い、障害者・高齢者が共に生きることができる地域社会づくりを推進することにより、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成27年 2月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ブライフ神戸

イ 代表者の氏名 川 端 卓

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区名谷町1011番地1—502号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、運動やスポーツの指導及びそれらの普及・支援に関する事業を行い、人々の心身の健康増進とスポーツの振興、豊かな余暇活動推進を図り、誰もがいつまでも元気で明るい生活を送る社会づくりに寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成27年 2月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人奥山保全トラスト

イ 代表者の氏名 大 内 義 栄

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市分銅町1番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、多種多様な生物の生息地であり、清浄な空気と水の源である奥地の自然林を保全することにより、種の多様性の保たれた自然生態系の保全に寄与し、また、多くの人々に、その価値を伝えていくことによって、自然と人間との共存を実現することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成27年 2月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぐりんぴあ兵庫

イ 代表者の氏名 永 田 光太郎

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市東神吉町西井ノ口426—4

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活支援に関する事業を行うとともに、障害福祉サービス事業所へ各種運営支援事業を行い、障害者が地域において共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成27年 2月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人P&C人財センター

イ 代表者の氏名 清 田 和 男

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町国安1123

エ 定款に記載された目的

この法人は、プラチナエイジ（高齢者）とチャレンジド（障がい者）に対して、社会生活全般の支援に関する事業を行い、プラチナエイジとチャレンジドを含む全ての人々（エイジフリー）が心身ともにいきいきと生活できる地域社会づくりと社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成27年 2月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人風の楽舎



兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
平成27年度（上半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4、A 3、A 4）】
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年3月2日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社大塚商会神戸支店 神戸市中央区磯上通8-3-5
- 5 契約単価（税抜）  
B 4 1,785円  
A 3 1,428円  
A 4 1,185円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年1月20日



**落札者等の公示**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成27年3月24日

契約担当者  
東播磨県民局長 真 木 高 司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県宝塚総合庁舎ほか12施設で使用する電気 予定数量3,348,957キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県東播磨県民局 加古川市加古川町寺家町天神木97-1
- 3 落札者を決定した日  
平成27年1月29日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額（税抜）  
64,815,788円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成26年12月2日

**企 業 庁 管 理 規 程**

兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。  
平成27年3月24日

兵庫県公営企業管理者 荒 木 一 聡

**兵庫県企業庁管理規程第1号**

**兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程**

兵庫県水道用水供給条例施行規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第12号）の一部を次のように改正する。  
別表姫路市の項中「90,100」を「88,900」に改める。  
別表西宮市の項中「20,000」を「19,750」に改める。  
別表伊丹市の項中「17,200」を「16,000」に改める。

別表宝塚市の項中「20,000」を「25,550」に改める。  
別表三木市の項中「21,600」を「21,200」に改める。  
別表高砂市の項中「14,800」を「13,850」に改める。  
別表福崎町の項中「3,200」を「2,950」に改める。  
別表太子町の項中「3,200」を「3,100」に改める。  
別表淡路広域水道企業団の項中「30,000」を「28,800」に改める。

## 附 則

この管理規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

## 病 院 局 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年 3月24日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立加古川医療センター院長 小 川 恭 弘

## 1 調達内容

## (1) 購入物品及び数量

磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 一式

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

平成28年 3月24日 (木)

## (4) 納入場所

県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203番地

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒675-8555 加古川市神野町神野203番地

県立加古川医療センター総務部経理課

電話 (079) 497-7000

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

平成27年3月24日（火）から同年4月16日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成27年5月21日（木）午前11時 県立加古川医療センター2階 第1会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成27年5月20日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年5月19日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成27年4月16日（木）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成27年5月28日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった

者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否  
要作成

- (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Ogawa, Director of Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Magnetic resonance imaging, 1 set

- (3) Delivery period:

March 24, 2016

- (4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 April 16, 2015

- (6) Deadline for tender:

17:00 May 20, 2015 by mail

11:00 May 21, 2015 by direct delivery

- (7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center,

203 Kanno, Kanno-cho, Kakogawa, Hyogo 675-8555

TEL (079) 497-7000



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年 3月24日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立加古川医療センター院長 小 川 恭 弘

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量

医療用直線加速装置 一式

- (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

- (3) 納入期限

平成28年 3月24日（木）

- (4) 納入場所

県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203番地

- (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒675-8555 加古川市神野町神野203番地  
県立加古川医療センター総務部経理課  
電話 (079) 497-7000
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間  
平成27年3月24日（火）から同年4月16日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間  
上記(2)に同じ
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成27年5月21日（木）午前11時30分 県立加古川医療センター2階 第1会議室
- (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成27年5月20日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年5月19日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成27年4月16日（木）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成27年5月28日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Ogawa, Director of Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Linear accelerator, 1 set

(3) Delivery period:

March 24, 2016

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 April 16, 2015

(6) Deadline for tender:

17:00 May 20, 2015 by mail

11:30 May 21, 2015 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center,

203 Kanno, Kanno-cho, Kakogawa, Hyogo 675-8555

TEL (079) 497-7000

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。



平成27年 3月24日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立こども病院長 長 嶋 達 也

## 1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 一式
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成28年 3月24日 (木)
- (4) 納入場所  
県立こども病院 神戸市中央区港島南町1丁目 (建替整備地)
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県 (以下「県」という。)の物品関係入札参加資格 (登録) 者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書 (以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1丁目1番1号  
県立こども病院総務部経理課  
電話 (078) 732-6961
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4 (5)サで提出を求める誓約書の交付期間  
平成27年 3月24日 (火) から同年 4月16日 (木) まで (土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札参加申込書の受付期間  
上記(2)に同じ
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成27年 5月21日 (木) 午前10時 県立こども病院 研修室A B
- (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成27年 5月20日 (水) 午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年5月19日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成27年4月16日（木）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成27年5月28日（木））までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。  
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者  
サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要作成
- (8) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nagashima, Director of Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Magnetic resonance imaging, 1 set
- (3) Delivery period:  
March 24, 2016
- (4) Delivery place:  
Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital (one's new address)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 April 16, 2015
- (6) Deadline for tender:  
17:00 May 20, 2015 by mail  
10:00 May 21, 2015 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:  
Accounting Division, Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital,  
1-1-1 Takakura-dai, Suma-ku Kobe, Hyogo 654-0081  
TEL (078) 732-6961

正 誤

○平成26年11月28日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県選挙管理委員会告示第69号（政治団体から提出された平成25年分の収支報告書の要旨）中

|       |         |         |
|-------|---------|---------|
| (ページ) | 123     |         |
| (行)   | 左段上から19 |         |
| (誤)   | 2 支出総額  | 0       |
| (正)   | 2 支出総額  | 151,640 |
|       | 3 支出の内訳 |         |
|       | 政治活動費   | 151,640 |
|       | その他の経費  | 151,640 |